

平成 29 年度第 5 回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日時 : 平成 30 年 2 月 20 日 (火) 午前 10 時 4 分から午後 11 時 50 分まで

2 場所 : 高知共済会館 4 階「浜木綿」

3 出席者 : 委員

岡林会長、妹背委員、関委員、福島委員

実施機関

警察本部 県民支援相談課 松田課長補佐、前田係長、吉川

少年女性安全対策課 岡添次長、濱崎係長

少年サポートセンター 津野副所長

事務局

総務部 梶部長

文書情報課 徳橋課長、山中課長補佐、宅間チーフ、白川

4 会議した事案の件名

(1) 諮問案件

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)

立ち直り支援活動に関する事務 (警察本部少年女性安全対策課)

(2) 報告事項

高知県個人情報保護条例の改正の検討状況について

5 議事概要

(1) 諮問案件

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)

立ち直り支援活動に関する事務 (継続審議)

実施機関から、前回諮問した「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」について、限られた時間内での説明が困難であったため、今回は事前にできる限り資料を配布させていただいた。少年の再非行防止対策として推進している少年警察活動であり、従来は少年や保護者からの相談に対して支援や措置を行っていたが、当該事務は警察から積極的に連絡し、必要に応じて支援につなげて行く点に違いがある。

支援活動の流れは、連絡対象少年の選定と連絡担当者の指定、連絡の実施、保護者の同意が得られた場合の立ち直り支援活動の実施の 3 段階で構成されており、連絡対象者は非行歴等を踏まえた上で署長の権限により決定、連絡担当者を署長が指定し、署長の必要な指示のもとに連絡及び支援活動を行う。

それぞれの少年の課題を抽出し、それに見合った支援を実施するために、どうしても家庭環境や生育歴、交友関係、発達障害の有無、過去の非行歴等の収集が必要となってくるなかで、要配慮個人情報を得る必要があるとの説明があった。

委員からは、情報の収集は本人及びその家族のみからであり、関係機関から収集す

ることではないのか、必要以上の項目の情報を収集する恐れはないか、本人以外の家族の情報を収集してしまった場合の対応、保護者に問題があり同意が得られない場合に支援を行うことはあるのか、等の質問があった。これを受けて実施機関から、情報はあくまで相談を受ける形で収集するものであり、こちらから能動的に収集を行わないので必要以上の情報を得るものではない、当該支援活動の対象とならない情報を得た場合は他制度で対応する、同意が得られない場合にも地域や福祉の方からの勧めで相談に来られる場合もあり、別の機会に同意を得られるように対応している旨の説明があり、異議なく承認された。

(2) 報告事項

個人情報保護条例の改正の検討状況について

事務局から、個人情報の個人情報保護条例の改正に向けた検討状況として、個人情報の収集・利用・提供に関する新たな仕組みづくりについて検討を行ったなかで取りまとめた方向性について資料に沿って説明を行い、質疑応答を行った。